## 越監告示第 24 号

地方自治法第199条第14項の規定により、監査指摘事項の措置状況を次のと おり公表する。

令和3年1月6日

越前市監査委員 塚崎 正巳

同 田中 希世子

同 前田 一博

記

1 監査対象及び執行期間

農林整備課 令和2年5月18日(月)~5月20日(水)

2 措置状況

表題	金華山グリーンランドの指定管理業務について
監査の結果	<指摘事項> オートキャンプの利用及びバーベキュー用の焼肉台やU字 溝、鉄板等の備品の貸出し等について、指定管理者(金華山林業 振興組合、R1 委託料決算額:6,680 千円)が自主事業(R1決 算額1,650 千円)として行っているが、当該業務は施設の設置 目的を果たすためのもので、指定管理業務として行うのが適切 と考える。従って、地方自治法第210条(総計予算主義の原則) 及び第225条(使用料)に基づき必要な規定の整備を行い、適 切な委託費用の算定に改めるよう検討されたい。
措置の内容	ご指摘のありました各自主事業の取り扱いにつきましては、 当該施設の設置及び管理条例に基づいて、指定管理業務と組合 自主事業の区別を明確化及び事業費用の精査を行い、当該施設 の継続的安定的運営が図れるよう、適切な委託費用の算定とい たします。